

(政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会)

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一四号)(衆

議院送付) 要旨

本法律案は、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、最近における公務員給与の改定及び地方公共団体における選挙執行の状況等を踏まえ、投票所経費、開票所経費及び事務費等の基準額について、その積算基礎である超過勤務手当費等を実情に即するよう見直し、これらの基準額を改定する。

二、最近における物価の変動等を踏まえ、選挙公報発行費及びポスター掲示場費等の基準額について、その積算基礎である労務賃等を実情に即するよう見直し、これらの基準額を改定する。

三、この法律は、公布の日から施行する。